

Competence for flood prevention/evacuation in Tokkatsu (Student-Led Activities)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-04-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 隆太 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00027260

「特別活動」における水防災教育の資質・能力論

山本 隆太 (静岡大学教職センター)

Competence for flood prevention/evacuation in Tokkatsu (Student-Led Activities)

ABSTRACT

In recent years when extreme disasters occur, government promote disclosure of public information on hazard in online on demand. For the prevention of flood damage, in addition to hardware flood control measures, software information technology has rapidly advanced. However, there is a big problem in citizen that disaster prevention information is not applied effectively by citizens. So far hazard maps have been learned in school science and social studies. But it still uncertain how to apply hazard maps in case of disaster and it has not been discussed much in subject didactics because it is beyond the subject and step into the domain of Tokkatsu, Student-led activities. Tokkatsu should play the role of making use of the perspectives fostered in subject and bring it in practice for solving problems within learning groups and in real daily life. In the new course of study, it was clearly stated in Tokkatsu that three viewpoints of competencies should be nurtured by building personal relationships, social participation and self-fulfillment. This paper discuss competence for flood prevention/evacuation in Tokkatsu.

Keywords: Tokkatsu (Student-Led Activities), flood prevention education, evacuation timeline, Competence

1. はじめに

台風や大雨による風水害がメディアや SNS で大きく報じられることの多い昨今、国や県、市はハード面での治水対策に加えソフト面での水災害・水防災に関する情報公開を進めてきた。その結果、テレビのデータ放送やインターネット、スマートフォンのエリアメールなど、多種多様な通信連絡手段を介し、気象や災害に関する情報は私たちの手元に瞬時に届くようになった。現在の災害情報環境は、従来と比べ格段に向上したといえる。

その一方で、防災情報を受け取った市民が、避難行動に向けて情報を有効に活用しきれていない点が課題となっている。これを学校教育の文脈で捉えれば、従来からハザードマップを社会科や理科の中で扱うことはあったものの、その防災知を日常生活の中でどのように活用するのかについては、教科の枠組みを超え、総合的な学習や特別活動の領域まで横断することから、あまり体系的に論じられていないのではないだろうか、という課題意識が生じる。

換言すれば、防災教育は理科や社会科といった教科での学びに留まっているか、あるいは、特別活動や総合的な学習といった領域に留まっており、相互を関連付けておらず、より日常的な文脈で主体的・実践的に学べていないことが、防災教育上の

ボトルネックになっている可能性がある。改めて、各教科等における見方や考え方を総合的に活用して、集団や社会における防災の問題を捉える必要があるといえる。

各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することを通じ、実生活において活用できるものにする役割を担っているのは、主に特別活動であろう。特別活動では防災について、よりより人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に関連付けることが重要であるとされている(中央教育審議会 2016)。

平成 29 年 3 月に告示された中学校学習指導要領の特別活動では、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力等といったいわゆる資質・能力(コンピテンシー)の 3 本柱が明示されつつ、人間関係形成、社会参画、自己実現が、育成すべき資質・能力に関わる 3 つの視点として整理された。特別活動でもいわゆるコンピテンシー志向のカリキュラムへの転換がはかられている。

この転換に合わせ、従来から特別活動の安全教育として扱われてきた防災教育についても、改めて資質・能力として再整理する必要があるだろう。そこで本稿では、近年、社会的関心の高まっている水害とその防災である水防災について、社会的な

動向を踏まえ、特別活動における防災教育の資質・能力を論じる。なお、本稿では主に中学校段階を対象として論ずる。

2. 水害とその防災に関する動向

2.1. 水災害に対する社会的な動向

国土交通省は、2015年の鬼怒川堤防決壊を含む近年の水災害を踏まえ、同年「水防災意識社会再構築ビジョン」を発表し、水防災に対する関係者のより強力な協力体制として大規模氾濫減災協議会の設置を進めた。これまで行政として縦割り意識が強かった国の関係省庁と自治体における、連携を図るプラットフォームが整備された。

また気象庁では、同じく2015年、「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善として、早期注意情報（警報級の可能性）や警報の危険度分布を公表して、災害・防災に対する情報公開を積極的に行っている。

内閣府は、住民は自らの判断で避難行動をとるという指針の下、「避難勧告等に関するガイドライン」を2019年3月に改訂した。住民自らが取るべき防災行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルに沿った防災情報が提供されることになった。この5段階の警戒レベルは、国土交通省の河川水位情報、気象庁の警報・注意報、自治体の避難勧告等との対応関係も示されており、住民自らの判断を下すための情報提供が進められている。当然置かれた状況によっても異なるが、例えば、警戒レベル3では、「避難準備・高齢者等避難開始」という情報が自治体から発表され、高齢者や避難に時間を要する住民あるいは水害危険箇所内の住民らは、その居場所に応じた避難行動をとる段階にあること等が、明瞭に示されるようになった。

上記の動向と連動して、インターネット上では「川の防災情報」（国土交通省）、「ナウキャスト」（気象庁）、さらに静岡県では独自の「サイポス」等々といった防災情報サイトが公開されている。各サイトでは、操作性の高いユーザーインターフェースにより、利用者が必要とする任意の地域・期間の防災情報を入手することが非常に容易となった。

これまでの防災情報といえば、テレビやラジオ、防災無線で伝達されるケースが多く、住民はあく

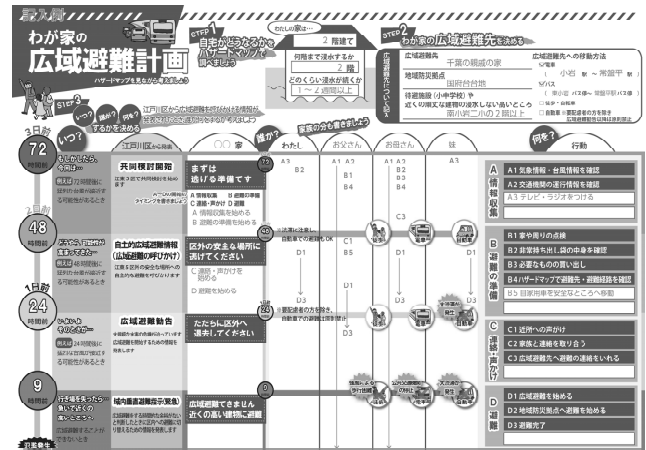


図1 わが家の広域避難計画(江戸川区2019より)

まで情報の受信側で受け身であった。テレビやラジオでは、ある任意の地域に特化した情報よりも、より一般性、公共性が高い防災情報が報じられるというメディアの特性のため、自宅や職場といった特定の地域に関する情報は得にくかった、あるいは、得られるとすればすでに被害が出ている状況であった。防災無線も流れるが、その頃にはすでに風雨が強く、防災無線を待つ避難行動等を判断するのでは、場合によっては避難に支障がでるケースもあったものと考えられる。

しかし、こうした防災情報インフラの整備が進むにつれ、住民には、自ら取るべき防災行動に必要な情報を理解し、情報を収集し判断するよう求められるようになってきたといえる。

以上のように、近年の水防災に関する社会の動向としては、5段階の警戒レベル等のわかりやすさを重視した情報が提供されており、しかも、任意の場所に関する詳細な防災情報も入手可能となっている。その一方で、こうした情報を十分に活かすためには、防災情報に関する理解とともに、主体的に情報を収集する技能や能力、態度が特に必要となった。

2.2 防災タイムラインと新たな防災教育

東京都江戸川区では、自主的な広域避難計画の作成を区民に推奨するとともに、これに関する新たな防災教育の動きが見られる。

関東平野の東京湾岸部低地という地形的特性を持つ江戸川区は、荒川放水路を取り巻く周辺自治体（江東5区）において最大で250万人の被災者

が出るという想定に基づき、早めの自主避難行動を確実に取るための「江戸川区水害ハザードマップ」(江戸川区 2019)を区内全戸(2019年5月時点、約34万世帯)に配布した。そこでは、台風が来る72時間前からの行動を整理した「わが家の広域避難計画」(図1)の作成を促している¹⁾。これを踏まえて、2020年度より、水害ハザードマップと広域避難計画表を活用した授業を区内全小学校で実施する予定であり、その先駆けとして2019年9月には江戸川区立本一色小学校においてモデル授業が行われた。

当該モデル授業では、まず、九州豪雨の映像と江戸川区の水害時の堤決壊時のシミュレーション映像が投影された。続いて、自分たちの暮らす地域が水害時にどの程度浸水するのかについて、ハザードマップの読図をペアワークで行った。最後に、「わが家の広域避難計画」を用いて「ぼく／わたしの避難計画(マイタイムライン)」を個人で作成した上で、集団での話し合い活動を通じて、行動計画を立てた。その後、家庭に持ち帰り家族と相談し、その結果を再び学校で報告する、という展開である。

こうした防災タイムラインの取組みは、例えば、豊田市元城小学校では洪水対応フローチャートとして13時間前からのタイムラインが考案されるなど、近年、タイムラインの策定が進められている。

3. 学校教育における防災教育

3.1 水防災教育の概要

学校教育においてはこれまで、地震や津波、洪水などに対する各種の数多くの防災教育が実践されてきた。

日本の防災教育は阪神淡路大震災や東日本大震災といった地震災害を契機に変化したという経緯がある(阪上・村田 2019)。そのため、地震災害や津波災害を想定した防災教育が多く、例えば、DIG(災害図上訓練)や静岡独自のHUG(避難所運営ゲーム)のように、防災科学や防災実績をベースとして開発された教材がよく知られている。また、災害時のジレンマを扱う防災道徳も実践されている(藤井・生澤 2013)。

その一方で、水防災の防災教育については、避難

行動や復興までを視野を含める場合もないわけではないが、基本的には、水害ハザードマップの読図・作図の学習に留まっていると考えられる(村中ほか 2014, 秋本ほか 2017)。これまでは、ハザードマップ等により危険個所の認知し、災害の発生メカニズムを理解した上で、避難路や避難場所の確認や地域の連絡体制を考え、早期の避難行動に結びつけることが重要だと捉えられていた(竹内ほか 2005)。

しかし現在では、2019年3月の内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえると、ハザードマップによる空間的な理解に加えて、防災タイムラインという時間軸を加えることで、早期の避難行動を具体的に整理できるようになるとともに、こうした点を学校教育でも取り入れる動きもある。今後の防災教育を考える上では、タイムライン作成は必須のアプローチとなるだろう。

3.2 従来の学習指導要領等における防災教育

(1) 防災に関する記述

以下では、近年の防災に関する学習指導要領の記述を踏まえた上で、文科省による防災の教材や資料について確認する。

まず、従来のものとして、2008年告示の中学校学習指導要領では以下のような防災に関する記述がみられる。

- ・地域社会における安全、防災上の災害要因や事故防止の理解、空間情報に基づく危険の予測に関する指導の充実【社会科(地理的分野)】
- ・安全・安心な社会づくりや、防災情報の発信・活用に関する指導の充実【社会科(公民的分野)】
- ・自然災害の原因、地域における自然災害の危険性、減災に関する指導の充実【理科(地学分野)】
- ・犯罪被害の予防など、我が国の犯罪の現状理解と予防に関する指導の充実【保健体育科】
- ・安全指導や避難訓練のさらなる充実、主体的に危険を回避する判断力の育成【特別活動】

上記のように、防災教育は社会科、理科、保健体育科、特別活動において、あるいはここでは取り上げていないが総合的な学習の時間でも扱われる。

(2) 文科省による防災の教材や資料

文科省(2013)の「生きる力」を育む防災教育の展開」では、中学校段階における防災教育の目標を、「日常の備えや的確な判断のもと、主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒」の育成としている。

また、知識・思考・判断として、「災害発生のメカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に活かすことができる」ことを挙げている。危険予測・主体的な行動としては、「被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる」、「災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる」こととする。社会貢献・支援者の基盤としては、「地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する」としている。

同書では、中学校特別活動の事例として、災害時ボランティア活動の意義についての例や、地震を想定した避難訓練の例、竜巻を想定した校内避難訓練の例も掲載されている。そのうち地震と竜巻のどちらも緊急速報システムの利用を前提としている。

国立教育政策研究所(2015)は、中学校の特別活動の学級活動例として、「地域防災について考えよう」を示している。

この活動事例では、生徒が自らの命と安全を守る力を身に付けるとともに、危険を予知できる力や的確に行動できる力を高め、自助・共助として自分たちに何ができるかを考える力や態度を育むことを目的としている。具体的な学習活動としては、地域防災についてのアンケート調査を実施し集計するとともに、地域の自治会の協力を得て談話を聞くことや、学校が避難場所になった際、中学生として何ができるかを考えること等がある。防災意識が高まったかどうかや、真剣な態度で取組めたかどうか、評価の基準となっている。

以上のように、これまでの防災教育では、各教科で扱われている一方で、教科学習での知識や技能は実践的な活用が十分とはいえず、また、特別活動としては自治会の講話や避難訓練が挙げられてい

るものの、教科との関連が見えにくい。こうした点が従来の特別活動の防災教育の課題として挙げられるだろう。

3.3 2017年告示学習指導要領における特別活動と防災

(1) 特別活動における資質・能力

本稿では各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することを通じて、実生活において活用できるものにする点に注目する。これを踏まえて、以下では、特別活動における防災教育の資質・能力について整理する。

なお、特別活動と総合的な学習の時間の相違については、防災教育の場合、地域の危険箇所の調査やハザードマップの検討といった探究的な側面を持つ学習が総合的な学習の時間にあたるのに対し、話し合いや防災体験といったより生活的な場面での実践的な側面を持つ学習活動が特別活動にあたるものとして区別できると考えた。

2017年3月に告示された中学校学習指導要領における特別活動では、人間関係形成、社会参画、自己実現が、育成すべき資質・能力(コンピテンシー)の3つの視点として明示された。また、他の教科や領域と同様、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力」等といったいわゆる資質・能力の3本柱も示された。いわゆるコンピテンシー志向のカリキュラムへの転換が図られている。具体的には目標において、資質・能力の3つの柱が示されている。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動をする上で必要となることを理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) 自主的・実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

上記の資質・能力は特別活動の場合、「なすことによって学ぶ」という特性を持って育まれる。

また、資質・能力における重要な要素としては、「人間関係」、「社会参画」、「自己実現」があげられている（文部科学省 2017, pp12-13）。

① 「人間関係形成」

「人間関係形成」は、集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点である。人間関係形成に必要な資質・能力は、集団の中において、課題の発見から実践、振り返りなど特別活動の学習過程全体を通して、個人と個人あるいは個人と集団という関係性の中で育まれると考えられる。年齢や性別といった属性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係をつくるのが大切である。

なお、「人間関係形成」と「人間関係をよりよく形成すること」は同じ視点として整理している。

② 「社会参画」

「社会参画」はよりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点である。社会参画のために必要な資質・能力は、集団の中において、自発的、自治的な活動を通して、個人が集団へ関与する中で育まれるものと考えられる。学校は一つの小さな社会であると同時に、様々な集団から構成される。学校内の様々な集団における活動に関わることが、地域や社会に対する参画、持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていく。

なお、社会は、様々な集団で構成されていると捉えられることから、学級や学校の集団をよりよくするために参画することと、社会をよりよくするために参画することは、「社会参画」という意味で同じ視点として整理している。

③ 「自己実現」

「自己実現」は、一般的には様々な意味で用いられるが、特別活動においては、集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見しよりよく改善しようとする視点である。自己実現のために必要な資質・能力は、自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方や生き方を考え設計する力など、集団の中において、個々人が共通して当面する現在及び将来に関わる課題を考察する中で育まれるものと考えられる。

これら 3 つの視点は、資質・能力の育成に関わるものであると同時に、より具体的には学習プロセスにおいて、「なすことによって学ぶ」という形で意味を持ちうる視点であるとされている。そのため、新学習指導要領における特別活動では、資質・能力の 3 本柱、3 つの視点、そして次項で取り上げる学習プロセスという点を抑えて整理する必要があるといえる。

(2) 特別活動における防災の記載

さらに、防災についてみると、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説特別活動編には以下のような記載がある。

改訂の趣旨

特別活動の成果と課題

（複雑で変化の激しい社会の中で求められる能力を育成するという視点）

社会参画の意識の低さが課題となる中で、自治的能力を育むことがこれまで以上に求められていること、キャリア教育を学校教育全体で進めていく中で特別活動が果たす役割への期待が大きいこと、防災を含む安全教育や体験活動など、社会の変化や要請も視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力を示す必要がある(p6)

特別活動の教育活動全体における意義

(3)各教科等の学びを実践につなげる特別活動

例えば「防災」に関しては、社会科で地域の地形の特徴や過去の自然災害について学び、理科で自然災

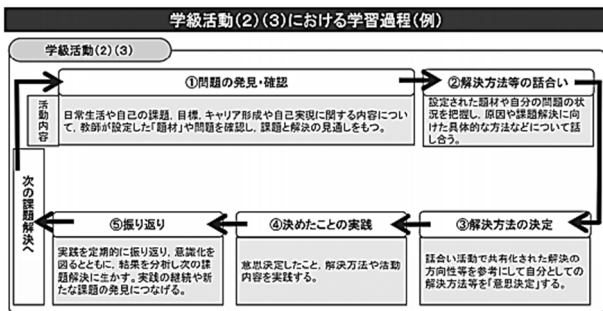


図2 学習プロセス（文科省(2017, p44)より）

害につながる自然の事物・現象の働きや規則性などを学んだりしたことを生かしながら、実際の災害に対してどのように身を守ったらよいのか、実際に訓練しながら学ぶ。このように、各教科等で学んだ知識や技能などの資質・能力が、実生活において活用可能なものとなっていく (p28)

特別活動の課題の一つとして防災が挙げられており、各教科学習と関連付けながら育む資質・能力を示す必要があることや、具体的な社会科や理科での知識・技能を、実生活において活用可能なものとする視点が重要であるとしている。

さらに、「学級活動」の内容として防災が挙げられている。

学級活動

学級活動の内容「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、内容「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」においては、(略) 問題の発見・確認、解決方法等の話し合い、解決方法の決定、決めたことの実践、振り返りという基本的な学習過程は同じである。(略)「題材」の具体的な例としては、地域防災や食生活と健康、将来の目標と自分の生き方などが挙げられる。(略) 学級活動(2)、(3)の学習過程は、例えば次のように示すことができる(p43)。

(略)

(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 防災に関しては地域の地理、自然の特性など地域に関して教科等横断的に学ぶ中でその意識を高めていくこと(p56)

また、学級活動の指導計画としては以下のように記載がある。

(3) 家庭や地域の人々との連携などを工夫する

防災や労働、保健や医療などに関わる公的機関、大学などとの専門機関との連携も想定される。(p65)

なお、防災訓練については、健康安全・体育的行事において記載されている (p92)。

特別活動の特質である「実践的に取り組む」とは、実生活に生かし、学びが実生活の中で生きることを体得するという意味をもっており、他の教科等で学んだことやそれらを横断的・総合的に捉えたことを実生活の中で生かすこととができるかという実践の場としての役割を重視している。したがって、学んだことを現在及び将来の生活改善や集団づくりに実際に生かすことができるかを意図した指導が重要である(p36)。

こうした記述がなされる背景として、中央教育審議会(2016, p3)では、「防災を含む安全教育の充実、体験活動の充実など、社会の変化や要請なども視野に入れ、各教科等の学習と関連付けながら、特別活動において育成を目指す資質・能力について更に検討していくことも重要である」としている。とりわけ、「多くの自然災害が発生する我が国においては、災害に備え、災害を乗り越えられるよう、いかなる状況下でも児童生徒等が自らの命を守り抜くための主体的に行動するとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる資質・能力の育成」が求められる。

4. 水防災コンピテンシー

4.1. 防災に関わる資質・能力の整理

以下では、特別活動においても導入された資質・能力の3本柱の捉え方を踏まえ、これと関連する特別活動の3つの視点および学習プロセスについて、水防災の内容知との接合をはかる。これにより、最新の水防災に関する資質・能力(水防災コンピテンシーとする)のうち、特別活動として育成すべき

点が明らかになると考える。

そこで以下では、資質・能力の3本柱と、特別活動の3つの視点、ならびに学習プロセスについて、学習指導要領およびその解説における記述を基にしながら、防災の観点から解釈した記述を行う。

なお、資質・能力と特別活動の3視点においては、水防災とそれ以外の地震防災・津波防災において共通する点が多く見いだせることから、水防災と限定せず防災という表記をした。防災との接合をはかった箇所については以下、下線で示している。

4.2. 資質・能力の3本柱

(1) 知識・技能

社会科や理科における防災学習を踏まえ、多様な他者と協働する防災上の集団活動の意義や防災活動を行う上で必要となることについて理解し、防災行動の仕方を身に付けるようにする。

(2) 思考力・判断力・表現力等

集団や自己の生活、人間関係における防災上の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) 学びに向かう力・人間性等

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における災害対応準備のできた生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

以上の資質・能力の3本柱の記述からは、(1)教科の学習で学んだ防災の知識・技能を踏まえて、それを協働や集団活動として捉えなおすこと、(2)防災に関する合意形成や意思決定に重点をおくこと、(3)防災を日常生活レベルに落とし込みまた災害時にも対応できる人間関係を形成し、災害に介入されずに自己実現を図ろうとする態度を育むことといった点に、特別活動の資質・能力としての特質が伺える。

4.3 特別活動の3視点

(1) 人間関係

「人間関係形成」は、集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点である。人間関係形成に必要な資質・能力は、集団の中において、例えば集団が抱える防災上の課題の発見から実践、振り返りなど特別活動の学習過程全体を通して、個人と個人あるいは個人と集団という関係性の中で育まれると考えられる。防災の学習を通じて、年齢や性別といった属性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係をつくることが大切である。

(2) 社会参画

「社会参画」はよりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し防災などの問題を主体的に解決しようとするという視点である。社会参画のために必要な資質・能力は、集団の中において、自発的、自治的な活動を通して、個人が集団へ関与する中で育まれるものと考えられる。学校は一つの小さな社会であると同時に、様々な集団から構成される。学校内の様々な集団における活動に関わることが、地域や社会に対する参画、防災などの持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていく。

(3) 自己実現

集団の中で、現在及び将来の自己の生活および防災上の課題を発見しよりよく改善しようとする視点である。自己実現のために必要な資質・能力は、自己の理解を深め、自己のよさや可能性を生かす力、自己の在り方や生き方を考え設計する力など、集団の中において、個々人が共通して当面する現在及び将来に関わる防災上の課題を考察する中で育まれるものと考えられる。

以上の3視点の記述からは、(1)所属する集団の防災行動上の課題を捉えるとともに、防災の学習を通じて、年齢や意見の異なる個人や集団とよりよい人間関係を築くこと、(2)防災に対して主体的に参画し、持続可能な社会の担い手となること、(3)防災について考察することで災害による介入

特別活動における水防災学習

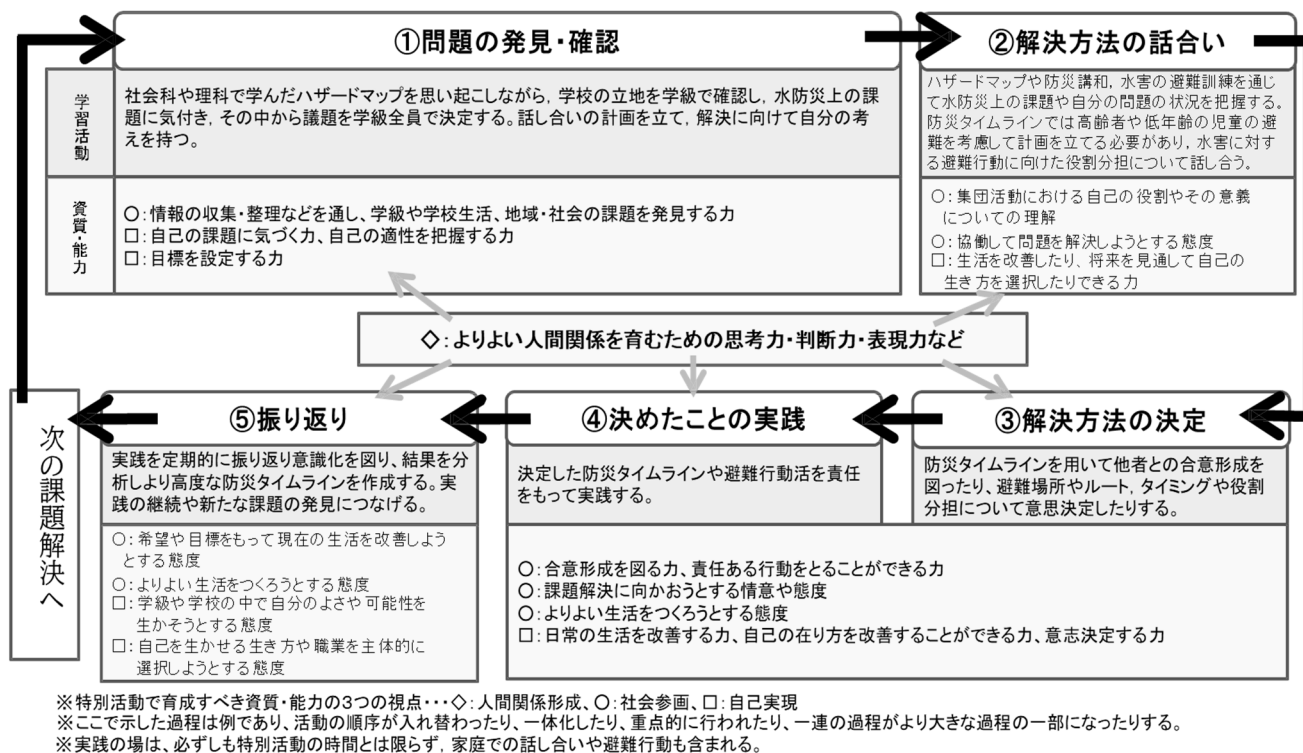


図3 水防災の学習プロセス（文科省(2017)を筆者改

を受けることない自己実現を目指すことといった点に、特別活動上の特性がうかがえる。

以下の学習プロセスでは、上述の資質・能力および視点を踏まえ、より具体的な水防災としての学習プロセスを記述する（図2）。

4.4 水防災としての学習プロセス

(1)問題の発見・確認

社会科、理科、保健体育で学んだハザードマップや地形、防災行動を思い起こしながら、学校の立地を個人や学級で確認し、水防災上の課題に気づき、その中から議題を学級全員で決定する。話し合いの計画を立て、防災上の課題の解決に向けて自分の考えを持つ。

(2)解決方法の話し合い

ハザードマップの読み取りや地域の方による防災講和、水害に対する避難訓練を通じて水防災上の課題の状況や自分の問題の状況を把握する。よりよい生活をつくるための水害の原因や可能性を特定するとともに、対策の一つとしての防災タイムラインについて話し合う。防災タイムラインで

は、集団における高齢者や低年齢の児童の避難を考慮して計画を立てる必要があり、水害に対する避難行動に向けた役割分担についても話し合う。

(3)解決方法の決定

話し合い活動で具体化された防災タイムラインを用いて他者との合意形成を図ったり、避難場所や避難ルート、避難のタイミングやその時々役割分担について意思決定したりする。

(4)決めたことの実践

決定した防災タイムラインや避難行動を責任をもって実践する。特に、高齢者や避難に時間を要する住民あるいは水害危険箇所内の住民らは、その居場所に応じた避難行動を実践する。

(5)振り返り

毎年出水期の後、実践を定期的に振り返り、意識化を図るとともに、結果を分析しより高度で実践的な防災タイムラインの作成に生かす。実践の継続や新たな課題の発見につなげる。

5. まとめと課題

本稿では、特別活動における資質・能力と3視点について防災の観点から解釈するとともに、防災タイムラインを特別活動の学習プロセスとして位置付けた。今後はこれを踏まえて、教科学習における防災に関する認知的な理解と、特別活動としての「なすことによって学ぶ」側面がより強調された、いわば避難行動とその省察を伴う学びが、総合的に展開されることが期待される。

特に、災害に関する知識や技能については教科の枠内で評価できる側面もあるが、避難行動については教科の枠内で評価することが難しいという課題がある。この部分について、特別活動の学習プロセスにおけるパフォーマンスとして評価することができれば、教科教育で単独で行う防災教育と比較して、生徒の防災に関する資質・能力の向上が見込まれる。

最後に、水害は毎年のように起こっており、地震や津波のように「いつ来るかわからない」災害に比べると、より生徒にとって身近なテーマといえる。また、高齢者の避難行動を喚起できないことが一部の地域では課題になっているが、これと深く関わる人間関係の領域については、教科学習では十分に扱うことができない。特別活動の人間関係の視点を活かした学習こそが、自分の命だけでなく他者の命を救うことにもつながりうるのではないだろうか。

6. 引用文献

- 秋本弘章・中村文宣・武者賢一・西川昌宏 2017 地理的見方・考え方にもとづく防災についての考察. 地理 62(10), 94-99.
- 江戸川区 2019 『2019年度版江戸川区水害洪水・高潮ハザードマップ』
- 国立政策研究所 2016 『学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）』
- 阪上弘彬・村田翔 2019 日本の学校教育における防災教育の展開と特徴 - 阪神淡路大震災と東日本大震災の2つの災害を視点到 - 兵庫教育大学研究紀要 55, 141-151.
- 竹内裕希子・高尾堅司・下川信也・佐藤照子・福園輝旗・池田三郎 2005 水害リスクリテラシー学

習支援ツールの検証. 防災科学技術研究所 研究報告 67, 63-71.

中央教育審議会 2016 文部科学省中央教育審議会特別活動ワーキンググループにおける審議のとりまとめ (2016年8月)

藤井基貴・生澤繁樹 2013 「防災道徳」の授業開発に関する研究: 「道徳教育」と「防災教育」をつなぐ授業理論と実践. 静岡大学教育実践総合センター紀要 21, 91-101.

村中亮夫・谷端郷・飯塚広志・中谷友樹 2014 高校地理での学習内容を活かした防災教育プログラムの開発と実践 - 身近な地域の水害リスクを事例として - 地理科学 69(4), 195-213.

文部科学省 2013 『学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開』

文部科学省 2017 『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別活動編(平成29年7月)』

謝辞

国土交通省中部地方整備局静岡地方河川事務所、気象庁静岡地方気象台、静岡県、静岡市をはじめ関係各所でご協力を賜った方々に対し記してお礼申し上げます。

脚注

- 1) 2019年10月12日の台風19号が接近した際には、江戸川区の一部に避難勧告が出され42万人が対象となった。105カ所の避難所が開設され、約3万5千人が避難した。
https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/ku-seijoho/kohokocho/kohoedogawa/2019/1110/1110_45.html (最終アクセス 2019年11月28日)